

○周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領

令和6年10月10日施行

周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が行う農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）の要件の審査（以下「要件審査」という。）及び同法第6条第1項の規定による報告手続その他関連する事務について、法令、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）の別紙1農地法関係事務に係る処理基準第1、第2、第3及び第8の規定、農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法関係事務処理要領の別紙1農地法に係る事務処理要領（以下「国の農地法関係事務処理要領」という。）第1、第5及び第6の規定その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(要件審査の実施及び毎年の確認)

第2条 農地所有適格法人の要件審査は、次の各号に掲げる時点に実施するものとする。

- (1) 農地法第3条の規定により農地等（農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）について所有権の移転又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をしようとする者が農地所有適格法人である場合の要件審査は、委員会において、同条第1項の許可申請の時点で行う。
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第2項第2号イに規定する賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合の要件審査は、農地中間管理機構（同法第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）において、農用地利用集積等促進計画（同法第18条第

1 項に規定する農用地利用集積等促進計画をいう。以下同じ。)の作成の時点又は周南市において、同法第 19 条第 2 項に規定する農用地利用集積等促進計画の案の作成の時点で行われる。

- 2 農地所有適格法人が、継続して要件を満たしているかは、毎年実施する農地法第 6 条第 1 項の規定による報告において、委員会が確認する。

(要件審査の方法)

第 3 条 委員会は、要件審査にあたって、申請書（周南市農業委員会農地法施行に関する実施要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する農地等権利移動許可申請書をいう。以下同じ。）並びに申請書に添付された法人調書（同条第 2 項第 4 号に規定する法人調書をいう。）、定款又は寄附行為の写し、組合員名簿又は株主名簿の写しにより、農地法第 2 条第 3 項本文及び同項各号に規定する農地所有適格法人の要件を確認するものとする。

(法人形態要件)

第 4 条 農地法第 2 条第 3 項本文の規定により、農地所有適格法人は、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する公開会社（その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。）をいう。）でないものに限る。以下同じ。）、又は持分会社（同法第 575 条第 1 項に規定する合名会社、合資会社又は合同会社を総称する持分会社をいう。以下同じ。）のいずれかでなければならない。

- 2 株式会社にあつては、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定め（以下「株式譲渡制限」という。）を設けている場合に限り、認めるものである。例えば、株式の譲受人が従業員以外の者である場合に限り承認を要する等の限定的な株式譲渡制限は、これに当たらない。

(事業要件)

第 5 条 農地法第 2 条第 3 項第 1 号の規定により、農地所有適格法人は、その法人の主たる事業が農業（その行う農業に関連する事業、農業と併せ行う林業及び農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を含む。以下次条以降において同じ。）でなければならない。

- 2 「法人の主たる事業が農業」であるか否かの判断基準は、次のとおりとする。
- (1) 既存の農地所有適格法人が農地等を取得する場合 直近3か年（異常気象等により農業の売上高が著しく低下した年が含まれる場合は、当該年を除いた3か年）の農業と関連事業等（前項に規定する農業に関連する事業、農業と併せ行う林業及び農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業をいう。以下同じ。）の合計売上高が、当該3か年の法人の売上高の過半を占めていること。
- (2) 新規の法人を設立し又は既存の法人が農業参入する場合 これから3か年の販売計画で、農業と関連事業等の合計売上高が、今後3か年の法人の売上高の過半を占めること。
- 3 第1項の「その行う農業に関連する事業」とは、法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つものであって、次に掲げるものをいう。
- (1) 農畜産物(自己の生産だけでなく、他から購入したものを加えることも可能。以下この項において同じ。)を原料又は材料として使用する製造又は加工
- (2) 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給（法人が自己の生産した農畜産物若しくは林産物又はその生産若しくは加工に伴い副次的に得られた物品（動植物に由来するものであって、エネルギー源として利用できるものに限る。以下この号において同じ。）を原料（他から購入した物品を併せて用いる場合も含む。）として製造した燃料を用いて電気又は熱の供給を行う場合をいう。）
- (3) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第2条に規定する次に掲げる事業
- ア 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- イ 農業生産に必要な資材の製造(法人が自己の農業生産に使用する飼料に加え、他の農家等への販売を目的とした飼料の製造を行う場合等をいう。)
- ウ 農作業の受託（水稻作りを行う法人が自己の水稻の刈取りに加え、他の農家等の水稻の刈取りの作業の受託を行う場合等をいう。)
- エ 農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設（観光農園や市民農園（農園利用方式によるものに限る。）等主として都市の住民による農作業の体験（この農作業は、法人の行う農業と一時的な関連を有する必要があることか

ら、その法人の行う農業に必要な農作業について行われる必要がある。) のための施設のほか、農作業の体験を行う都市の住民等が宿泊又は休養するための施設、これらの施設内に設置された農畜産物等の販売施設等をいう。) の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供（これらの施設において行われる各種サービスの提供を行うことをいう。）

オ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給（法人が農地法第4条又は同法第5条の規定に基づき許可を得て設置した営農型太陽光発電設備（農地法施行規則第30条第2項本文に規定する「営農型太陽光発電設備」をいう。）又は法人が農地法第43条の規定に基づき委員会に届け出て設置した農作物栽培高度化施設の屋根や壁面に設置した太陽光発電設備により電気の供給を行う場合をいう。）

（議決権要件）

第6条 農地法第2条第3項第2号の規定により、農地所有適格法人は、その法人が株式会社にあつては株主総会における総議決権又は持分会社にあつては総社員の過半は、次に掲げる者でなければならない。その上で、株式会社であつて、会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合には、その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会においても、総議決権の過半は、次に掲げる者でなければならない。

（1） 農地等の権利（所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。）をいう。）を提供した者（次のアからエに掲げるものをいう。）

ア 農地法第2条第3項第2号イに規定するその法人に農地等について所有権若しくは使用収益権を移転した個人又はその一般承継人。この「移転」には、譲渡のほか出資等が含まれる。「一般承継人」とは、被承継人の権利義務を一括して承継する者で、ここでは相続人及び包括受遺者をいう。

イ 農地法第2条第3項第2号ロに規定するその法人に農地等について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人

ウ 農地法第2条第3項第2号ハに規定するその法人に使用及び収益をさせるため農地等について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し同法

第3条第1項の許可を申請している個人

エ 農地法第2条第3項第2号ニに規定するその法人に使用貸借による権利又は賃借権に基づく使用及び収益をさせている農地中間管理機構に当該農地等について使用貸借による権利又は賃借を設定している個人

(2) 法人の常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホに規定するその法人の行う農業に常時従事する者をいう。「農業に常時従事する」とは、農作業に限定されるものではなく、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理労働も含む。「常時従事する者」は原則として年間150日以上従事（農地法施行規則第9条第1号）であるが、「常時従事する者」であるか否かの判定は、「常時従事する者」の判定基準である農地法施行規則第9条並びに同規則附録1及び附録第2の算式における構成員がその法人に年間従事する日数及び法人の行う農業に必要な年間総労働日数は、過去の実績を基準とし、将来の見込みを勘案して判断する。以下同じ。）

(3) 法人に農作業を委託した者（農地法第2条第3項第2号ヘに規定するその法人に農作業（農地法施行規則第6条に規定する農作物を生産するために必要となる基幹的な作業をいう。）の委託を行っている個人をいう。「基幹的な作業」とは、水稻にあつては耕起・代かき、田植及び稲刈り・脱穀の基幹3作業、麦又は大豆にあつては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作物にあつては水稻及び麦又は大豆に準じた農作業をいう。）

(4) 法人に現物出資を行った農地中間管理機構（農地法第2条第3項第2号トに規定するその法人に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地中間管理機構をいう。）

(5) 地方公共団体・農業協同組合等（農地法第2条第3項第2号チに規定する地方協同団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。）

2 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第10条に規定する承認会社（同法第5条に規定する承認会社をいう。以下同じ。）であつて、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものが、承認事業計画（同法第6条に規定する承認事業計画をいう。）に従つて農林漁業法人等投資育成事業（同法第2条第2項に規定する農林漁業法人等投資育成事業をいう。以下同じ。）を営む場合における当該承認会社（以下「農林漁業法人等投

資育成事業を行う承認会社」という。)が法人の構成員に含まれる場合は、同法第10条に規定する農林漁業法人等投資育成事業を行う承認会社についての農地法第2条第3項第2号の適用についての規定を準用し、前項本文中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者又は農林漁業法人等投資育成事業を行う承認会社」とする。

(役員要件)

第7条 農地法第2条第3項第3号及び同項第4号の規定により、農地所有適格法人は、次に掲げる事項をともに満たしていなければならない。

(1) その法人の理事等(農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。以下同じ。)の実数の過半数は、法人の常時従事者である構成員(農事組合法人にあつては組合員、株式会社にあつては株主、持分会社にあつては社員という。以下同じ。)であること。

(2) その法人の理事等又は重要な使用人(農地法施行規則第7条に規定するその法人の使用人であつて、当該法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者をいう。以下同じ。)(いずれも常時従事者に限る。)のうち、一人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業に従事(原則として60日以上従事(農地法施行規則第8条))すること。

2 前項第2号の「法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者」とは、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、その法人の行う農業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応できるものをいう。権限及び責任を有するか否かの確認は、当該法人の代表者が発行する証明書、当該法人の組織に関する規則(使用人の権限及び責任の内容及び範囲が明らかかなものに限る。)等で行う。

3 第1項第2号の「法人の行う農業に必要な農作業」とは、耕うん、整地、播種、施肥、防虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取替え等耕作又は養畜の事業に直接必要な作業をいい、農業に必要な帳簿の記帳事務、集金等は農作業に含まれないものとする。

(要件審査の結果)

第8条 委員会は、第3条の要件審査の結果、第4条から前条までに掲げる要件の全てを満たすときは、農地法第3条第1項の許可をすることができる。

2 前項の許可は、委員会の総会(以下「総会」という。)の議決を経て行う。

- 3 農地所有適格法人は、前項の許可を受けて農地等について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転をするものとする。

(報告手続)

第9条 農地所有適格法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地等（その法人が所有権又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得したときに農地等以外の土地であったもの及びその法人が農地法の一部を改正する法律（昭和37年法律第126号）の施行の日前から所有権又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している土地は除く。以下この条において同じ。）について行う農地法第6条第1項に規定する報告は、農地法施行規則第58条第1項の規定に基づき、農地所有適格法人報告書（別記様式第1号。以下「報告書」という。）を委員会に提出してしなければならない。

- 2 前項の規定は、農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合におけるその法人及び一般継承人であつて、農地等を現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有しているもの（以下「農地所有適格法人でなくなった場合におけるその法人及び一般継承人で農地等を現に所有等しているもの」という。）についても、同様とする。
- 3 報告書には、農地法施行規則第58条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 4 農地法施行規則第58条第2項第4号に規定するその他参考となる書類として、決算報告書（農業関係及び農業に該当しない事業の収益が分かるもの）の写しを添付するものとする。

(報告書の徴取及び整理)

第10条 委員会は、農地所有適格法人から毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかった場合には、報告書を提出すべき農地所有適格法人（以下「報告法人」という。）に対して、書面により、速やかに報告するよう求めるものとする。

- 2 農地所有適格法人でなくなった場合におけるその法人及び一般継承人で農地等を現に所有等しているものについては、農地法第7条の規定による手続を進めるため、報告法人と同様に、事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかった場合には、その法人又は一般継承人に対して、書面により、速やかに報告するよう求めるものとする。

3 委員会は、報告書の提出があったときは、農地法施行規則第 59 条に規定する記載事項が記載されているかどうか及び同規則第 58 条第 2 項に規定する添付書類が具備されているかどうかを検討し、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地等の利用状況の把握が困難と認められるときは、これの補正又は追完を求めるものとする。

(要件の適合状況の把握)

第 11 条 委員会は、報告法人ごとに、その法人が、農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人の各要件を満たしているか及び満たさなくなるおそれがないかについて確認するため、提出のあった報告書の内容を速やかに農地所有適格法人要件確認書(別記様式第 2 号。以下「要件確認書」という。)に取りまとめ、委員会の事務局に備え付けておくものとする。

2 農地所有適格法人でなくなった場合におけるその法人及び一般継承人で農地等を現に所有等しているものについても、提出のあった報告書の内容を速やかに要件確認書に取りまとめ、委員会の事務局に備え付けておくものとする。

3 前 2 項の報告書の内容のみならず、前条第 1 項に規定する報告書の提出がなかった場合の報告の求め、前条第 2 項に規定する農地所有適格法人でなくなった場合の報告書の提出の求め及び前条第 3 項に規定する報告書の記載事項又は添付書類に不備があった場合の報告書の補正又は追完の求め並びに委員会の日常業務等を通じて得た情報等を踏まえ、要件確認書に取りまとめるものとする。

4 要件確認書は、毎事業年度ごとに追記するものとする。

(農地所有適格法人への勧告)

第 12 条 委員会は、報告書の内容、委員会の日常活動等を通じて得た情報等から判断して、報告法人が次に掲げるような状況に至り、自主的に是正のための措置を講ぜず、農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人の要件を満たさなくなることのおそれがあると認められる場合には、直ちに、同法第 6 条第 2 項の規定により、要件を満たさなくなることをないように、必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

(1) 農地法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する農業以外の事業の年間売上高が、単年で総売上高の過半を占め、かつ、その状態が恒常化するおそれがある。

(2) 農地法第 2 条第 3 項第 2 号ホのみを満たして構成員となっている者の農業へ

の年間従事日数が激減し、農地法施行規則第9条に規定する日数を下回るおそれがある。

(3) 農地法第2条第3項第3号に規定する理事等又は同項第4号の使用人の農作業への年間従事日数が激減し、農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事する理事等又は使用人が不在になるおそれがある。

2 前項の勧告は、委員会の総会（以下「総会」という。）の議決を経て、農地法第6条第2項の規定による勧告書（別記様式第3号）により行うものとする。

3 勧告に際して、その勧告を受ける法人に対し、農地法第6条第3項に規定する農地等の所有権の譲渡しのあっせんの申出の意思があるかどうかを確認するものとする。

4 委員会は、勧告を受けた法人がその勧告に係る農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれのある状況を是正しているかどうかについて、その勧告後最初の報告又は日常的な指導活動等により確認するものとする。

5 前4項の事務は、要件確認書に取りまとめるものとする。

（農地等の所有権の譲渡しのあっせん）

第13条 農地法第6条第3項の規定により、委員会は、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人からその所有する農地等について所有権の譲渡しをする旨の申出があったときは、これらの土地の所有権の譲渡しについてのあっせんに努めるものとする。

（総会での報告）

第14条 委員会の会長は、第10条第3項に規定する報告書の受理を、総会において報告する。

（その他）

第15条 この要領の施行に関し必要な事項は、委員会の事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

農地所有適格法人報告書

〔 自 : 年 月 日 〕
〔 至 : 年 月 日 〕

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電話番号

下記のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第6条第1項及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第58条第1項並びに周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領（令和6年10月10日施行）第9条の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称、 代表者の役職及び氏名				
主たる事務所の所在地				
経営面積（ha）	区 分	所有地	借入地	合 計
	田			
	畑			
	採草放牧地			
法人形態				

2 農地法第2条第3項第1号関係

（1）事業の種類

区 分	農 業		左記農業に該当しない 事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績			
翌事業年度の計画			

（2）売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前（実績）	円	円
報告対象年度の1年前（実績）	円	円
報告対象年度（実績）	円	円
翌事業年度の計画	円	円

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等		議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		在留資格又は特別永住者	株主総会	種類株主総会	農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事日数 (日)		農作業委託の内容	
					権利の種類	面積	直近実績	翌事業年度の計画		

その法人の行なう農業に必要な年間総労働日数 : _____日
(労務管理や市場開拓等も含まれます。)

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数		
			在留資格又は特別永住者	株主総会	種類株主総会

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者				
(2) 農業関係者以外の者				
計				

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数(日)		必要な農作業への年間従事日数(日)	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数(日)		必要な農作業への年間従事日数(日)	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画

※ その他

(1) 法人設立年月日 : 年 月 日

(2) 法人が最初に農地等の権利を取得した年月日 : 年 月 日

(3) 複数の市町村に経営農地がある場合、その市町村名 : _____

(4) 資本金の額 : _____円

(提出に当たっての注意事項)

- 1 この報告書は、現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地等の存続期間中、毎年提出してください。
- 2 この報告書は、毎事業年度の終了後3か月以内に提出してください。
- 3 添付書類（農地法施行規則第58条第2項）～前の「(留意事項)」と一部重複
 - (1) 定款の写し（変更がある場合）
 - (2) 農事組合法人又は株式会社、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）にあってはその組合員名簿又は株主名簿、社員名簿の写しその他参考となるべき書類
 - (3) 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し
 - (4) その他参考となる書類
決算報告書（農業関係及び農業に該当しない事業の収益が分かるもの）の写し

(記載要領)

- 1 []内には、この報告書のもととなる事業年度の始期と終期を記載してください。
- 2 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等を含みます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物（自己の生産だけでなく、他から購入したものを加えることも可能。以下この項において同じ。）を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 3 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 4 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 5 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。
複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主

の状況を記載してください。

また、法人が農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の 3 第 1 項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第 16 条の 5 に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称に○を付けてください。

なお、書ききれない場合は、別紙を使用してください。

- 6 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- 7 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 8 2、3 及び 4 の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。
- 9 2 の翌年事業年度の計画、3 の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに 4 の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3 の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者に限る。）

国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4 の(2)については、4 の(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間 150 日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第 8 条に規定する日数（原則年間 60 日間）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

(特記事項)

この様式は、国の農地法関係事務処理要領の様式例第 5 号の 1（農地所有適格法人報告書）に、必要な修正を加えたものです。

別記様式第2号（第11条、第12条関係）

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称：

主たる事務所の所在地：

事業年度の期間： 月 日 ～ 月 日 年 月 日設立

記載年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
提出年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
事業年度の始期 と終期		年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日
経営面積 (ha)	田			
	畑			
	採草放牧地			
法人形態				
要件の適否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
事業の 種類	農畜産物名			
	関連事業等名			
	その他事業名			
売上 高 (円)	農 業	前々回報告		
		前回報告		
		報 告		
		合 計		
	そ の 他 事 業	前々回報告		
		前回報告		
		報 告		
		合 計		
要件の適否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
構 成 員 数	総 数	()	()	()
	農地提供者 ①	()	()	()
	常時従事者 ②	()	()	()
	農作業委託者 ③	()	()	()

構 成 員 数 ・ つ づ き	農地中間管理機構 ④	()	()	()
	市町村・農業協同組合等 ⑤	()	()	()
	承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥	()	()	()
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組 合系統の有する議決権)	()	()	()
	関連事業者等 (基盤法第13条第2項) ⑦	()	()	()
	①～⑦以外の者 ⑧	()	()	()
	提携事業者 (基盤法第16条の5)	()	()	()
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
農 業 ・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数			
	うち農業に常時従事 する構成員数 ⑨			
	うち農業に常時従事 し、かつ農作業に従 事する者の数 ⑩			
	(⑩が0人の場合) 農業 に常時従事し、かつ、農 作業に従事する重要な 使用人の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
要件を満たさなくなるおそれ がある事実関係(勧告した場 合には、翌年に是正状況等を記載 する)				
備 考				
報告書の提出を求めた年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
報告書又は添付書類の補正又 は追完を求めた年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
勧告した年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日

(記載要領)

- 1 「法人の名称」は、名称を短縮したり略字を使用することなく、定款に記載されている法人の正式名称を記載する。
- 2 「主たる事務所の所在地」は、株式会社又は持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。以下同じ。）にあっては、定款に記載されている本店の所在地を記載する。
- 3 「事業年度の期間」は、1事業年度の始期と終期の月日を記載する。
- 4 「記載年月日」欄には、記入した日を記載する。
- 5 「提出年月日」欄には、報告書の日付を記載する。
- 6 「事業年度の始期と終期」欄には、報告書の事業年度の日付を記載する。
- 7 「法人形態」欄には、株式会社であって株式の譲渡について当該株式会社の承認を要する旨の規定が定款に定められている法人については、「株式会社（非公開会社）」と記載し、そうでない株式会社については「株式会社（公開会社）」と記載する。
- 8 「事業の種類」の「農畜産物名」欄には、当該事業年度において法人の生産した農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- 9 「事業の種類」の「関連事業等名」欄には、当該事業年度において法人の行った次に掲げる事業に該当する事業の名称を記載する。
 - (1) 農業と併せ行う林業
 - (2) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
 - (3) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物（自己の生産だけでなく、他から購入したものを加えることも可能。以下この項において同じ。）を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
- 10 「事業の種類」の「その他事業名」欄には、当該事業年度において法人の行った農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第1号に規定する農業（以下同じ。）以外の事業の名称を記載する。
- 11 「売上高」欄は、「農業」及び「その他事業」について、前々回報告された売上高、前回報告された売上高及び今回報告された売上高を、それぞれ記載するとともに、それら3事業年度分の売上高を合計し「合計」欄に記載する。
- 12 「構成員数」欄には、
 - (1) 「総数」欄は、構成員の総数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に株主総会における議決権の数（会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合は、当該種類株主総会における議決権の数をさらに括弧書きで記載。以下同じ。）を記載する。
 - (2) 「農地提供者」欄は、農地法第2条第3項第2号イ、ロ、ハ及びニに該当する者の

数を記載する。

「常時従事者」欄は、農地法第2条第3項第2号ホに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「農作業委託者」欄は、農地法第2条第3項第2号へに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「農地中間管理機構」欄は、農地法第2条第3項第2号トに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「市町村・農業協同組合等」欄は、農地法第2条第3項第2号チに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「承認会社（投資円滑化法第10条）」欄は、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

また、「議決権の状況」欄は、その承認会社の総株主の議決権の合計を記載し、このうち、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫が有する議決権の合計を括弧内に記載する。

なお、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して議決権の保有状況を記載する。

「関連事業者等（基盤法第13条第2項）欄は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年日法律第65号）第13条第2項に該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「提携事業者（基盤法第16条の5）」欄は、農業経営基盤強化促進法第16条の5に該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

13 「農業・農作業従事の状況」欄には、

(1) 「理事等の総数」欄は、農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員（以下「理事等」という。）の実数を記載する。

(2) 「うち農業に常時従事する構成員数」欄は、理事等の総数のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる構成員の数を記載する。

(3) 「うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数」欄は、理事等のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる者であつて、かつ、法人の行う農業に必要な農作業に農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の数を記載する。

なお、当欄の対象者は、(2)の欄と異なり、構成員に限られないことに留意すること。

(4) 「農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無」欄は、その法人の重要な使用人（法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人をいう。）のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められ、かつ、法人の事業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の有無を記載する。

なお、当欄は、(3)の欄が「0人」の場合に記載する。

14 「要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）」欄は、農地法第6条第1項の報告書等から、法人が要件を満たさなくなるおそれがあると判断し同条第2項により是正を勧告した場合に、要件を満たさなく

なるおそれがあると判断した根拠となる事実関係を記載するとともに、是正を勧告した翌年はその是正状況を記載する。

- 15 農地所有適格法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している場合に、その従たる事務所の所在地を管轄する農業委員会は、本確認書の各欄について、法人全体の情報を記載する他、併せて、管内に所在する従たる事務所（支店、支所、分場等）における経営面積、事業の種類、構成員数及び理事等の数を本確認書の該当する各欄に記載する。
- 16 「報告書の提出を求めた年月日」欄には、毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかった場合に、報告書の提出を求めた日を記載する。
- 17 「報告書又は添付書類の補正又は追完を求めた年月日」欄には、報告書の記載事項又は添付書類に不備があった場合に、これの補正又は追完を求めた日を記載する。
- 18 「勧告した年月日」欄には、勧告書を交付した日を記載する。

(特記事項)

この様式は、国の農地法関係事務処理要領の様式例第5号の3（農地所有適格法人要件確認書）に、必要な修正を加えたものである。

別記様式第3号（第12条関係）

農地法第6条第2項の規定による勧告書

周農委第 号
年 月 日

主たる事務所の所在地
農地所有適格法人の名称
代表者の役職及び氏名 様

周南市農業委員会会長 印

貴法人が農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあると認められるので、同法第6条第2項の規定に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に基づき、貴法人が農地所有適格法人の要件を満たさなくなることのないように各般の措置を講じながらもその改善が見込めないと判断された場合には、同法第6条第3項の規定に基づき、その所有する農地又は採草放牧地について所有権の譲渡しをする旨の申出をし、これらの土地の譲渡しのあつせんを求めることができますので、御留意ください。

記

- 1 農地法第2条第3項各号に該当しないと認められる事由
- 2 講ずべき必要な措置の内容